西原町公告第26号

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号。以下「条例」という。）第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第5条第1項の規定により南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業（西原町）に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、次のとおり縦覧に供し、方法書に係る説明会を開催する。

西原町長　崎 原 盛 秀

令和8年11月9日

1　都市計画決定権者の氏名及び住所

名　　称：沖縄県西原町

代表者の氏名：西原町長　崎 原 盛 秀

主たる事務所の所在地：沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1

2　都市計画対象事業の名称、種類及び規模

名　称：南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業（西原町）

種　類：廃棄物処理施設の設置又は変更の事業

規　模：エネルギー回収型廃棄物処理施設　約263ｔ/日（24時間稼働）

3　都市計画対象事業が実施されるべき区域

沖縄県中頭郡西原町小那覇地区

4　都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

西原町、与那原町、中城村

5　方法書等の縦覧及び公表の場所、期間及び時間

縦覧場所：（1）西原町役場　　2Ｆ　環境安全課

（2）南部振興センター　　南部広域行政組合　新炉建設準備室

（3）与那原町役場　　3Ｆ　生活環境安全課

（4）中城村役場　　1Ｆ　住民生活課

縦覧期間：令和8年11月9日（月）から令和8年12月8日（火）まで

（土曜日、日曜日及び閉庁日を除く。）

縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分

公表の方法：縦覧期間中の令和8年11月9日（月）から令和8年12月8日（火）までホームページ掲載「南部広域行政組合、西原町役場、与那原町役

場、中城村役場のホームページ」

6　方法書説明会の日時及び場所

（1）日時：令和8年12月1日（火）　午後7時～

場所：　与那原町上の森かなちホール（与那原町字上与那原16）

（2）日時：令和8年12月2日（水）　午後7時～

場所：吉の浦会館（中城村字安里187-1）

（3）日時：令和8年12月3日（木）　午後7時～

場所：さわふじ未来ホール（西原町字与那城140-1）

7　意見書の提出

方法書の内容について環境の保全の見地から意見のある者は、次の「8」に定めるところにより、意見書を提出することができる。

8　意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提 出 先：西原町　総務部　環境安全課

提出期限：令和8年12月22日（火）午後5時まで

提出方法：持参、メール又は郵送（提出期限当日消印有効）

記載事項：（1）氏名及び住所

（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2）方法書の名称及び環境の保全の見地からの意見

（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

9　問合せ先

〒903-0220　中頭郡西原町字与那城140番地の1

西原町　総務部　環境安全課

電話：098-945-5018

E-mail：kankyo@town.nishihara.okinawa.jp

〒901-0401　島尻郡八重瀬町字東風平965番地

南部広域行政組合　新炉建設準備室（事業者）

電話：098-998-8390

E-mail：shinro@nanbukouiki-okinawa.jp